

東広島市建設工事関係書類作成要領 -建築・設備工事編-

平成 25 年 3 月 25 日制定

平成 27 年 4 月 1 日改定

平成 30 年 3 月 30 日改定

1 目的

建設工事請負契約約款や共通仕様書等の設計図書に基づき、受注者に対し提出を求めている工事書類について、提出・提示・取りまとめ方法の見直しを行い、発注者の監督職員と受注者が共通認識をもち、施工管理業務の効率化を図ることを目的とする。

2 実施内容

(1) 施工計画書について

当初の施工計画の内容に軽微な変更が生じた場合は、当初施工計画書を赤書で修正、追記してもよいものとする。この場合、修正日を記入しておく。(同じ項目に、軽微な変更が2回以上あった場合は、色を変えて修正するなど修正日を明確にすること。)

(2) 建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)について

建退共の受払い簿及び共済手帳(写し)については、書類の提示とする。

(ただし、工事ごとで共済証紙を購入していない場合は監督職員と協議を行うこと。)

(3) 施工体制台帳について

受注者が下請け契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、その写しを提出するものとする。

(4) 建設副産物関係について

建設副産物情報交換システム工事登録証明書(工事請負金額100万円以上)、産業廃棄物の運搬及び処分の契約書、マニフェストについては、監督職員、検査員の請求による提示とする。

なお、建設副産物の追跡調査(運搬状況写真)は、監督職員が必要であると求めた場合を除き、提出は不要とする。

(5) 工事打合せ簿の添付について

契約約款上の提出書類など社印を押印した書面には、工事打合せ簿の様式は添付しないこととする。

◎添付を求めない書類:現場代理人及び主任技術者等指名届、工程表、請負代金内訳書、工事履行報告書、完成通知書、引渡書、工事延長申請書など

(6) 材料納品伝票について

使用材料の納品伝票の提出は、原則として出来形確認が困難な材料のみとすることができるものとする。

(7) 工事材料の品質及び性能の確認について

工事材料の品質及び性能を証明する資料で、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし品質及び性能を証明する資料の提出は省略できるものとする。

(8) 工事实績情報サービス (CORINS) の登録について

工事实績情報サービス (CORINS) について、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、工事打合せ簿の作成は不要とし、登録機関を介した電子メールによる確認依頼でも可とする。(受注者は、発注者が内容確認後に署名押印した文書を保管する。)

また、「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示(検査時も提示)するものとし、提出は不要とする。

(9) 主要資材の購入先について

施工計画書に購入先の業者の名称及び所在地並びに資材名等を記載し、所在地が本市以外であるときは、その理由を備考欄等に記載すること。

3 工事関係書類の取りまとめ

建設工事関係書類作成マニュアル(別紙 1)のとおり統一的に綴り、取りまとめるものとする。

4 本要領の位置づけ、今後の方向性及び留意事項

本要領は、1の目的を達成するために、実施可能な項目を抽出し具体的な方針を定めたものである。今後は実施結果を受けて効果を検証し、適宜見直しを行うものとする。また、本文中の提示とは、監督職員、検査員が必要に応じ随時提示の請求をすることがあるという意味で、検査時に整っていればよいというものではないことを受注者と確認するとともに、監督段階で必要と判断される場合は、従来どおりの方法(提出)がとれるものとする。

附 則

この要領は、平成25年3月25日から施行し、平成25年4月1日以後に公告・通知を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以後に契約を締結した工事について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以後に公告・通知を行う工事について適用する。